



与那原町公告第71号

与那原町農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり一般の縦覧に供する。

与那原町の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、与那原町に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者及びその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から令和7年10月31日までに与那原町にこれを申し出ることができる。

令和 7年 9月 17日

与那原町長 照屋 勉 印



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 7年 9月 17日

至 令和 7年 10月 16日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

与那原町役場 ブランド推進課 (与那原町字上与那原16番地)